

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月17日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第39号

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

委員会の委員等の報酬に関する規則（平成16年伊賀市規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総合計画審議会委員の項の次に次のように加える。

自治基本条例審議会委員	日額	6,000円
-------------	----	--------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市文化振興審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月24日

伊賀市長 岡 本 栄

## 伊賀市規則第40号

### 伊賀市文化振興審議会規則の一部を改正する規則

伊賀市文化振興審議会規則（令和2年伊賀市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第37号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第2条第2項を削る。

第7条を第8条とする。

第6条中「企画振興部文化交流課」を「企画振興部文化振興課」に、「行う」を「処理する」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長を定めない場合にあつては、会議は、市長が招集する。

第5条を第6条とする。

第4条第4項中「事故ある」を「事故がある」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「し、再任を妨げない」を「する」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「前条第2項第2号又は第4号」を「前条第1号又は第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員の再任は、妨げない。

第3条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（条例第19条第3項に規定する市長が適当と認める者）

第3条 条例第19条第3項に規定する市長が適当と認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 文化関係団体を代表する者
- (2) 専門知識を有する者
- (3) 公共的団体等を代表する者
- (4) 市民からの公募による者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者  
附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。